

3 仮置場

(1) 本市における仮置場候補地

仮置場候補地を下表に整理する。

ただし、仮置場候補地は、現在又は将来の利用条件、利用可能期間、管理者・所有者等の承認・同意、候補地の被災、他の使用目的との重複等の条件から、すべての候補地が使用できるとは限らない。

今後も、定期的な調査により、仮置場候補地の現状を把握するとともに、協定の締結などにより民有地を仮置場候補地に加えるなど、可能な限り仮置場候補地の事前確保に努めていく必要がある。

表 仮置場候補地 (令和7年(2025年)4月現在)

候補地(案)	面積(m ²)	区分	アスファルト舗装	条件
1 野村総合研究所跡地 (生物科学研究所新館前 駐車場)	1,000	市有地	有	・ 駐車場へ至る途中の野村橋は地震発生時に通行できない可能性が高い。 ・ 鎌倉市公的不動産利活用推進方針の対象不動産のため、事業施工に着手するまでの間。
2 北条氏常盤邸跡	2,000	市有地	無	・ 国指定史跡のため、工作物の設置等を行う場合、文化庁長官等の許可が必要。
3 鎌倉市植木剪定材受入 事業場(5号地)	6,000	借地	無	・ 農業委員会と調整が必要。
4 笛田一丁目公園	4,705	市有地	無	・ 災害時の一時避難や自主防災活動、コミュニティ形成、情報収集、物資配給、家族の合流等の場所として、多面的な防災機能を有するため、原則として使用は認められないが、発災時に上記の機能が求められる状況にないこと、関係住民の安全が確保されること等の要件を満たす場合に限り、使用を認める場合がある。
5 笛田公園	59,000	市有地 ・ 借地 ・ 国有地	無	・ 広域避難場所に指定 ・ 災害時の一時避難や自主防災活動、コミュニティ形成、情報収集、物資配給、家族の合流等の場所として、多面的な防災機能を有するため、原則として使用は認められないが、発災時に上記の機能が求められる状況にないこと、関係住民の安全が確保されること等の要件を満たす場合に限り、使用を認める場合がある。
6 岩瀬下関防災公園	9,207	市有地	無	・ 一時(いつとき)避難場所に指定 ・ 災害時の一時避難や自主防災活動、コミュニティ形成、情報収集、物資配給、家族の合流等の場所として、多面的な防災機能を有するため、原則として使用は認められないが、発災時に上記の機能が求められる状況にないこと、関係住民の安全が確保されること等の要件を満たす場合に限り、使用を認める場合がある。

7 鎌倉海浜公園由比ガ浜地区	25,188	市有地 ・ 県有地	無	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の一時避難や自主防災活動、コミュニティ形成、情報収集、物資配給、家族の合流等の場所として、多面的な防災機能を有するため、原則として使用は認められないが、発災時に上記の機能が求められる状況にないこと、関係住民の安全が確保されること等の要件を満たす場合に限り、使用を認める場合がある。
8 鎌倉海浜公園坂ノ下地区	23,226	市有地 ・ 県有地	無	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の一時避難や自主防災活動、コミュニティ形成、情報収集、物資配給、家族の合流等の場所として、多面的な防災機能を有するため、原則として使用は認められないが、発災時に上記の機能が求められる状況にないこと、関係住民の安全が確保されること等の要件を満たす場合に限り、使用を認める場合がある。
9 鎌倉海浜公園坂ノ下地区予定地	18,000	市有地	無	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の一時避難や自主防災活動、コミュニティ形成、情報収集、物資配給、家族の合流等の場所として、多面的な防災機能を有するため、原則として使用は認められないが、発災時に上記の機能が求められる状況にないこと、関係住民の安全が確保されること等の要件を満たす場合に限り、使用を認める場合がある。 ・庁内各課に一時的な目的外使用許可を出しているため、都市公園整備事業着手までの間は、土地を使用している各課との調整が必要。
10 山崎浄化センター敷地	6,000	市有地	無	<ul style="list-style-type: none"> ・山崎浄化センターの敷地は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の第22条により、他目的の利用には制限があり、短期間の緊急避難的な利用であれば可能だが、長期間になる場合は県と協議が必要。 ・スポーツ広場として使用中。使用にあたっては、土地を使用している課との調整が必要。 ・有害物質が染み出す危険性のあるものの受入は難しい。 ・当敷地は下水道事業として使用予定があるため、令和9年度以降使用を予定する場合には、都度、担当課との協議が必要。
11 (仮称)岩瀬一般廃棄物積替保管施設整備用地	8,600	借地	有	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、廃棄物積替所として施設整備するとともに、一部、災害廃棄物仮置場機能を有する予定であるが、詳細は未確定である。 ・借地のため有害物質が染み出す危険性のあるものの受入は難しい。
合 計	162,926			

(2) 仮置場の選定

仮置場の選定に当たり、留意すべき事項を災害廃棄物対策指針等を参考に、次のとおり整理する。

ア 候補地選定に当たって考慮する点

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域※を含む）等の公有地（市有地、県有地、国有地等） ※船舶の係留等 ② 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地（借上げ） ③ 二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域 ④ 応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無 |
|--|

出典：環境省「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月）

イ 仮置場の選定および配置計画に当たってのポイント

対象	ポイント
仮置場全般 （一時的な保管や一部破碎処理等を行う仮置場から、機械選別や焼却処理まで行う仮置場）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第6条に基づく調査（いわゆる「6条調査」）で整備された「土地利用現況図」が当該市町村及び都道府県に保管されているので、それを参考に他部課との利用調整を図った上で選定作業を行う。 ・仮置場の候補地については、可能であれば土壌汚染の有無等を事前に把握する。 ・複数年にわたり使用することが想定される仮置場を設置するに当たり、特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となる。 ・津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、塩類が溶出しても問題のない場所（例えば、沿岸部や廃棄物処分場跡地）の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す必要がある。 ・二次災害のおそれのない場所が望ましい。
一時的な保管や一部破碎処理等を行う仮置場	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者が避難所生活中の場合においても、被災家屋の片付けを行うことが考えられることから、速やかに設置する必要がある。 ・機械選別や焼却処理を行う仮置場等への運搬を考慮して、パッカー車やダンプトラック等の出入口の設定を行う必要がある。 ・発生した災害廃棄物を住民が自ら持ち込む仮置場を設置する場合は、被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・住民やボランティアによる持ち込みがなされることから、仮置場の場所や分別方法については、災害初動時に周知する必要がある。 ・分別については、初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した「災害廃棄物早見表」を配布・共有しておくが良い。
<p>機械選別や焼却処理まで行う仮置場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一時的な保管や一部破碎処理等を行う仮置場に比べ、広い用地が求められるとともに、災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定する。 ・災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とする。これまでの大規模災害の事例では、復興の関係から1年程度で全ての対象廃棄物を集め、3年程度で全ての処理を終えることを想定している。 ・災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入ルート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルートを想定、考慮する。処理施設や処分場へ海上輸送する可能性がある場合は、積出基地（大型船がつけられる岸壁）を想定し、近くに選定した方が良い。 ・搬入時の交通、中間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。 ・選定においては、発生量に対応できるスペース以外にも、所有者・跡地利用、関連重機や車両のアクセス性やワーカビリティ、最低限の防火・消火用水（確保できない場合は散水機械）、仮設処理施設の電力確保の可能性等を考慮する。 ・グラウンドや海水浴場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要な場合がある。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。 ・協力が得られる場合、海岸部にある火力発電所の焼却灰処分場（一般廃棄物を受け入れる手続、有機物混入の場合は汚水処理対応が必要）や貯炭場の一部も検討対象となる。

出典：環境省「災害廃棄物対策指針」（令和5年1月）技術資料18-3を参考に作成

ウ 公有地及び私有地の比較

◎：有利 ▲：不利

項目	公有地	私有地
具体例	遊休地や未利用地、公園、 駐車場、埋立地、埋立跡地 等	工場用地、未利用工場跡地、住宅地、 農地 等
面積・筆数等	◎比較的大規模な土地が多い。	▲一定の面積を確保するには、地権 者、筆数が多岐にわたる場合が多 い。
協議時間	◎意思決定が組織的であるため、 協議時間が短い。 ◎国、県、市町との調整が行いや すい。	▲協議に長い時間が必要となる。 ・ 災害廃棄物処理事業の意義や安全 性（交通渋滞や環境影響など）に対 する理解のための地元説明会の開 催等。 ・ 関係者の要望が多岐にわたり、意思 決定に地元住民の理解や全ての地 権者の同意が必要。 ▲関係者が多いと事務処理が煩雑と なる。 ・ 地権者の連絡先、避難先の情報収 集、相続人の特定などの把握、契約 会の開催等。
土地の用途	▲応急仮設住宅等に利用され、災 害廃棄物の仮置場に利用できな い可能性もある。	◎事前に他用途（応急仮設住宅など） が決まっていない土地が多い。
借地単価	◎	▲借地単価の設定方法が課題である。
その他課題等	▲事前に土地の調査を実施しておくことが望ましい。 ▲返還時に現状復旧を行う場合、復旧時間、施工、経済的な負担が大きい。 (特に私有地のうち農地の場合)	

出典：東日本大震災等の経験に基づく災害廃棄物処理の技術的事項に関する報告書（平成29年3月）

(3) 仮置場必要面積算定の推計式

仮置場の必要面積を「災害廃棄物対策指針 技術資料 18-2 (環境省)」に基づき推計する。

【前提条件】

- ・津波堆積物及び生活に伴い発生する廃棄物（生活ごみ・避難所ごみ・し尿）を除き、災害により発生する廃棄物のすべては、基本的に仮置場に搬入され、一時的に保管すると想定する。
- ・仮置場では災害廃棄物の搬入と搬出が並行して行われることから、搬入量と搬出量の差に相当する量を最大集積量とし、必要面積を求める方法で算出する。

【推計式】

$$\text{面積} = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

$$\text{集積量} = \text{災害廃棄物の発生量} - \text{処理量}$$

$$\text{処理量} = \text{災害廃棄物の発生量} \div \text{処理期間}$$

$$\text{見かけ比重} : \text{可燃物 } 0.4 \text{ (t/m}^3\text{)}, \text{ 不燃物 } 1.1 \text{ (t/m}^3\text{)}$$

$$\text{積み上げ高さ} : 5 \text{ m以下が望ましい。}$$

$$\text{作業スペース割合} : 0.8 \sim 1$$

【算定に当たっての注意点】

災害廃棄物の発生量を勘案して処理期間を1年と設定し、「処理期間=1」を計算式に代入すると、集積量が0と算定されてしまう。これは、集積期間も1年と設定されているためである（集積のペース=処理のペースとなり、仮置きが不要という計算になる）。しかし、現実には災害廃棄物量が少なれば集積期間も短くなるため、想定する災害廃棄物量に応じた集積期間を設定（例えば、発生量が少なく処理期間を1年と設定するのであれば、集積期間を0.5年と設定する等）し、式により求めた処理量に集積期間（0.5年であれば0.5）を乗じて集積が完了した時点の処理量（図2）を算出し、必要面積を算定する必要がある。

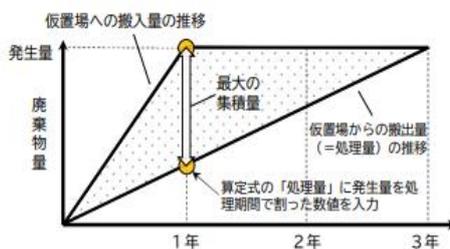


図1 仮置量の推移

(集積期間を1年、処理期間を3年とした場合)

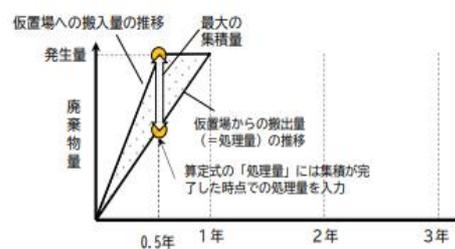


図2 仮置量の推移

(集積期間を0.5年、処理期間を1年とした場合)

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 18-2

(4) 仮置場で必要となる資機材

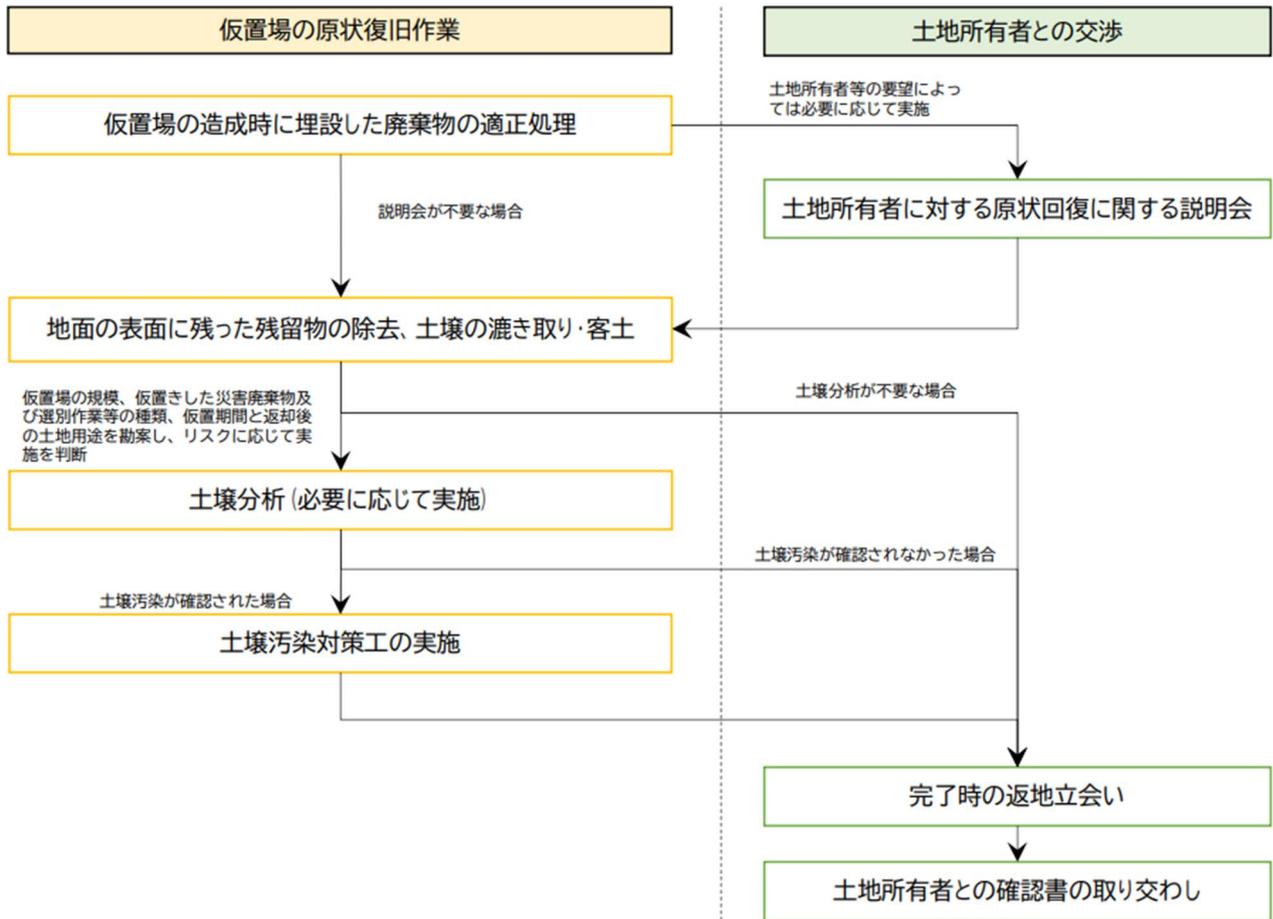
一次仮置場及び二次仮置場で必要となる機材について次のとおり整理する。

	種類	対象	用途・特徴	【参考】東日本大震災での活用例
一次 仮 置 場	バックホウ	がれき等	がれき等を積み上げる、コンテナに積み込むために使用	 出典：災害対策フォトチャンネル
	つかみ機	木くず等	粗大ごみや木くずの破碎等に使用	 出典：災害対策フォトチャンネル
	コンテナ	小型家電等 分別が容易なもの等	他品目と混合を防ぎ、搬入物を直接積み込むことで、搬出時に重機での積み込み作業を省くことができる	 出典：災害対策フォトチャンネル
	ホイールローダ	がれき等	がれき等を場内で移動させる、積み上げるために使用	—
二次 仮 置 場	つかみ機	鉄骨、漁網等	混合廃棄物から大きな廃棄物を抜き取る、漁網の引きちぎり、損壊家屋の解体等に使用	 出典：災害対策フォトチャンネル
	圧砕機・小割機	がれき類等	大きながれき等を小割りする等に使用	 出典：災害対策フォトチャンネル
	磁力選別	金属	<ul style="list-style-type: none"> 粗選別の際の重機による金属の選別に使用 破碎後に装置による金属の選別に使用 	 出典：災害対策フォトチャンネル

木くず 破碎機	木くず	木くずをチップ化するなどに使用	
がれき 破碎機	がれき類等	コンクリートくず等を小さく破碎し再生砕石等に再生利用する際に使用	
ふるい機 (振動ふるい、トロンメル等)	混合廃棄物	破碎後の廃棄物を一定の大きさごとに分級するために使用	
土壌 ふるい機	土壌、細粒分	津波堆積物中の砂利や砂を分級し再生利用する際に使用	
湿式比重 分離	混合廃棄物	破碎・ふるい選別後に木くずとがれき類を選別する際に使用	—

図 破碎・選別機等の種類

(5) 仮置場の原状復旧の手順



出典：環境省「災害廃棄物対策指針」（平成30年(2018年)3月）技術指針18-6

(6) 一時的な仮置場候補地

開設された仮置場が遠方にあり、市民の搬入に不便が生じる場合には、自治・町内会から要望があれば、一時的に駐車場や空き地、公園等に仮置きが必要となることも想定される。

駐車場や空き地の他に、自治・町内会から要望が上げられる可能性のある場所のうち、本市の街区公園（七里ガ浜東二丁目公園 外64公園）及び児童遊園等（たまなわ児童遊園 外8箇所）を下表に整理する。

なお、自治・町内会から要望があり、仮置場の検討を行う際には、次の要件が付されていることを念頭に、必ず関係部署と調整する必要がある。

【使用条件】
災害時の一時避難や自主防災活動、コミュニティ形成、情報収集、物資配給、家族の合流等の場所として、多面的な防災機能を有するため、原則として使用は認められないが、発災時に上記の機能が求められる状況にないこと、関係住民の安全が確保されること等の要件を満たす場合に限り、使用を認める場合がある。

表 一時的な仮置場候補地 (令和7年(2025年)4月現在)

《街区公園》			
No.	名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
1	七里ガ浜東二丁目	七里ガ浜東 2-2226-155	1,657.06
2	七里ガ浜東五丁目	七里ガ浜東 5-2066-8	1,678.18
3	七里ガ浜東三丁目	七里ガ浜東 3-1541-92	1,033.34
4	七里ガ浜東四丁目	七里ガ浜東 4-1447-5	1,242.17
5	がんだがや北	津字蟹田谷 1040-77	6,172.65
6	西鎌倉三丁目	西鎌倉 3-1095-173	1,178.44
7	西鎌倉二丁目	西鎌倉 2-1015-59	2,353.22
8	峯	手広 2-434-2	1,344.09
9	上関	笛田 4-1071-37	1,140.46
10	大平山	寺分 3-836-2	3,660.62
11	富士塚	寺分 2-877-36	1,214.41
12	やとのまえ	大船字谷之前 1820-84	5,190.20
13	今泉	今泉 2-1480-111	1,711.61
14	吉ガ沢	今泉台 4-1136-534 他	1,422.09
15	滝ノ入北	今泉台 6-930-89	1,775.21
16	がんだがや南	津字蟹田谷 1037-31	1,238.74
17	片岡	手広 4-780-69	1,269.43
18	びわだ北	笛田 5-1835-157	1,613.67
19	びわだ南	笛田 5-1835-71	1,467.65
20	ききょうやま	梶原 5-1494-12	1,239.95
21	打越西	城廻字打越 283-3	1,400.86

22	丹後ガ谷	津字丹後ガ谷 602-206	1,704.68
23	大久保	梶原 5-1494-18	2,427.77
24	日当	梶原 3-1157-45	1,677.53
25	中村	城廻字中村 481-3	1,230.08
26	滝ノ入南	今泉台 5-1100-101	2,369.00
27	七里ガ浜二丁目	七里ガ浜 2-1331-359	2,561.83
28	鎌倉山西	津字猫池 1069-224	1,324.30
29	萩郷	笛田 2-927-1	3,581.41
30	清水小路	城廻字清水小路 771-19	2,367.26
31	打越北	城廻字打越 100-105	1,307.37
32	打越東	城廻字打越 100-77	1,107.65
33	正福寺	稲村ガ崎 5-732-131	3,380.72
34	上町屋	寺分字藤塚 461-7	1,618.46
35	清水小路東	城廻字清水小路 668-27	1,347.12
36	田辺 ※1	七里ガ浜東 2-2249-2	1,207.74
37	玉縄五丁目	玉縄 5-9-3	1,032.36
38	田辺広町	七里ガ浜 1-2066-16	1,333.79
39	一向堂	常盤字一向堂 922-13	4,220.77
40	石原谷戸	関谷字石原谷戸 898-167	2,625.13
41	西鎌倉山北	津字猫池 1069-332	6,011.95
42	西鎌倉山南	腰越 1525-9	3,432.83
43	七里ガ浜東五丁目	七里ガ浜東 5-1468-18	2,649.06
44	腰越山王下	腰越字山王下 1643-7	1,210.84
45	今泉台六丁目	今泉台 6-900-593	11,466.04
46	日坂あかね	腰越字日坂 750-5	1,100.31
47	植木谷戸	植木字植木谷戸 19-25	1,009.47
48	台五丁目	台 5-945-6	1,890.08
49	津西一丁目	津西 1-873-63	10,517.58
50	高野	高野 5-2	5,282.79
51	相模陣東	植木 347-10	1,340.13
52	岡本耕地	岡本 1022-26	1,140.16
53	十二所	十二所 967-68	2,358.60
54	陣屋坂	植木字相模陣 370-4	1,010.34
55	岩瀬上耕地	岩瀬字上耕地 706-1	2,105.72
56	大丸	常盤字大丸 422-7	2,366.62
57	岡本耕地西	岡本耕地 1189-5	2,115.00
58	玉縄二丁目	玉縄 2-469-6	1,312.27
59	植谷戸西	植木字植谷戸 66-5	1,728.28
60	山崎打越	山崎 1390-55	1,960.39
61	台亀井	台字亀井 1980-10	1,796.37
62	岡本外耕地	岡本字外耕地 1500-128	1,153.61
63	梶原六本松 ※2	梶原 5-1330-1	2,462.00

64	下坪	関谷字下坪 387-77 他	1,780.83
65	岩瀬一丁目	岩瀬一丁目1番152号	1,562.97
		合 計	150,193.3

※1 国からの借地

※2 民間からの借地部分あり

表 一時的な仮置場候補地（児童遊園等）（令和7年（2025年）3月現在）

《児童遊園》			
No.	名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
1	たまなわ	玉縄 1-4	2,699.00
2	やと池	玉縄 2-7	3,832.00
3	城山	玉縄 2-13-1	4,986.00
4	山百合	玉縄 5-25-1	1,500.00
		小 計	13,017.00
《青少年広場》			
No.	名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
1	諏訪ガ谷	津西 2-769-1	1,702.03
2	さくら ※3	台 1659-1	2,517.00
3	植木 ※3	植木 219	1,989.67
		小 計	6,208.70
《子どもの広場》			
No.	名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
1	笛田	笛田 3-1142-4	1,605.94
2	小袋谷 ※4	大船 3-252	3,323.11
		小 計	4,929.05
		合 計	24,154.75

※3 民間からの借地

※4 民間及び国からの借地

4 その他

(1) 住民等への広報周知のひな型

ア 災害により発生したごみの出し方・仮置場のご案内

令和〇年〇月〇日

被災された方・ボランティアの皆様へのお願

災害により発生したごみの出し方・ 仮置場のご案内

●〇月以降により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。
●生ごみは、受入れできません。通常のごみ収集日にステーションに出してください。

仮置場での注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、持ち込まないでください。指定する日に収集します。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■仮置場に持ち込める災害ごみの種類は、次のとおりです。分別にご協力をお願いします。仮置場では、誘導員に当たって決められた場所においてください。

場所：〇〇〇〇〇〇〇〇 ※裏面をご覧ください
開設期間・時間：〇月〇日まで 9:00~16:00

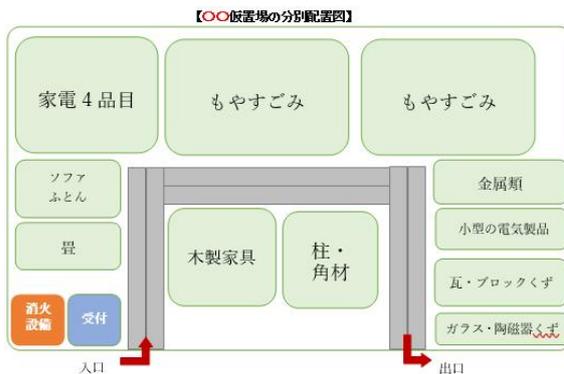
<p>もやすごみ (プラスチック・衣類)</p> 	<p>ガラス・陶磁器</p>  <p>瓦・ブロックくず</p> 	<p>金物類</p>  <p>小型の電気製品</p> 
<p>たたみ・ソファ・ふとん</p> 	<p>木製家具</p> 	<p>家電4品目</p> 

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合は、ボランティアセンター（電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）へ相談してください。

【問合せ先】 〇〇町 環境生活課 環境衛生係 電話 〇〇-〇〇〇

【仮置場案内図】

【〇〇仮置場】
場 所：〇〇〇〇〇〇〇〇
開設期間：〇月〇日まで
開設時間：9:00~16:00



(出典：関東地方環境事務所ホームページ)

イ ごみの回収について

ごみの回収について

通常のごみ収集を行っています。

生ごみは、指定の袋に入れて、ごみステーションに出してください。

缶類、びん類、古紙類、ペットボトルは、

〇月〇日まで収集を停止します。

くさりやすいごみの収集を優先するため、これらの資源物を出さないよう、ご協力をお願いします。

(出典：関東地方環境事務所ホームページ)

ウ 家庭から出る災害ごみの持ち込みについて

家庭から出る災害ごみの 持ち込みについて

【主な搬入先のごみ処理施設】

●●●●

鎌倉市○○○

●●●●

鎌倉市○○○

【受入時間】

平日

●● : ●● ~ ●● : ●●

土曜日

●● : ●● ~ ●● : ●●

日曜日

●● : ●● ~ ●● : ●●

(出典：関東地方環境事務所ホームページ一部修正)

エ 広報車広報原稿

広報車原稿

鎌倉市 からのお知らせです。

災害で出たごみは、●●の仮置場へ持ち込み
をお願いします。

仮置場では、決められた場所に分別をしておい
てください。

ご協力をよろしく申し上げます。

(出典：関東地方環境事務所ホームページ一部修正)

オ 防災行政用無線放送原稿

防災行政用無線放送文例

鎌倉市 からのお知らせです。

災害で出たごみは、●●の仮置場へ持ち込み
をお願いします。

仮置場では、決められた場所に分別をしておい
てください。

ご協力をよろしく申し上げます。

(出典：関東地方環境事務所ホームページ一部修正)

(2) 建物の解体に伴い発生する有害廃棄物(例)

	項目	用途・概要
木造 (一般家屋)	飛散性石綿	石綿含有パーミキュライト吹付け等
	石綿含有建材	住宅化粧用スレート、石綿スレート(屋根・天井・壁)等
	水銀	蛍光灯
	砒素・カドミウム	石膏ボード(砒素・カドミウムを高濃度に含有している製品が一部あり)
	クロム・銅・ヒ素化合物	CCA処理木材(土台・大引き等にクロム・銅・ヒ素化合物系防腐剤が注入されている木材)(土台から1mの範囲)
	残存物品	特定家庭用機器(家電リサイクル法対象物)、その他家電製品、家具等
コンクリート造 (事務所ビル)	飛散性石綿	吹付け石綿、石綿含有けい酸カルシウム版2種(鉄骨耐火被覆柱・はり)等
	石綿含有建材	石綿含有けい酸カルシウム版1種(天井・壁)
	水銀	蛍光灯、水銀灯
	PCB	蛍光灯安定器、変圧器、コンデンサー、PCB含有シーリング(ガラス・サッシ・パネル目地等)
	フロン	パッケージエアコン、ターボ冷凍機等
	砒素・カドミウム	石膏ボード(砒素・カドミウムを高濃度に含有している製品が一部あり)
	鉛・カドミウム	鉛蓄電池(非常用電源)、ニカド電池(非常灯、誘導灯)
	ハロン	消火設備
	臭化リチウム	吸収式冷凍機
	残存物品	パソコン、備品等

※「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い(建設副産物リサイクル広報推進会議、令和5年6月)」を参考に上表を整理
(上記冊子において、各有害物質等の確認方法、措置内容について概略整理されている)

(3) 建物解体現場及び仮置場における環境濃度測定・環境モニタリング項目 (例)

調査事項	調査項目	
大気質	排ガス	ダイオキシン類
		窒素酸化物 (NOx)
		硫黄酸化物 (SOx)
		塩化水素 (HCl)
		ばいじん
	粉じん (一般粉じん)	
アスベスト (特定粉じん)	作業ヤード	
	敷地境界	
騒音・振動	騒音レベル	
	振動レベル	
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数 (臭気強度)	
水質	水素イオン濃度 (pH)	
	浮遊物質濃度 (SS)、濁度等	
	生物化学的酸素要求量 (BOD) 又は化学的酸素要求量 (COD)	
	有害物質等	
	ダイオキシン類	
	全窒素 (T-N)、全りん (T-P)	
土壌	有害物質等	

出典：環境省「災害廃棄物対策指針」(平成30年(2018年))技術指針18-5を一部修正

(4) 災害用トイレの種類

種 類	概要、使用上の留意点
<p>①携帯トイレ</p> 	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 便袋をトイレとして使用し、吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 □ 断水した洋式便器等に設置して使用できる。 □ 消臭剤がセットになっているものや、臭気や水分の漏れを更に防ぐための外袋がセットになっているものもある。 □ 在宅被災者等が自宅などでも使用できる。 <p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 個室や既設のトイレブース以外で使用する場合は、プライバシーを保つための工夫が必要である。 □ 使用済み便袋のストック場所、臭気対策、最終処理方法についての検討が必要である。
<p>②簡易トイレ</p> 	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 室内に設置可能な小型で、持ち運ぶことができる。 □ 便座と一定の処理がセットになっており、し尿を貯留できる。 □ 介護用のポータブルトイレも含む。 <p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 使用場所や最終処理方法についての検討が必要である。 □ 汚物の処理タイプとして、凝固剤を用いた「ラッピング」のほか、「コンポスト」「乾燥・焼却」などがあり、電気の確保等、製品ごとに利用上の留意点の確認が必要である。
<p>③組立トイレ</p> 	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 折りたたみ式で搬送や保管が容易である。 □ 便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。 □ 手すりが付いているタイプや便座の高さを調節できるタイプもある。 <p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 訓練等で組立方法を習得する必要がある。 □ 安定稼働させるうえで、汲取り方法や汲取り体制など、維持管理のルールが必要である。また、臭気対策が課題となる。 □ 簡易な仮設物であることが多いため、余震や強風等に対し、安心して利用できるように固定させる。 □ マンホール方式の留意点は 111 頁を参照。

<p>④仮設トイレ</p> 	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。 □ 車イスで利用できるバリアフリータイプもある。 □ 下水道がなくても設置可能なタイプもある。(汲取りが必要)。 □ イベント時や建設現場で利用されることが多い。 <p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 安定稼働させるうえで、汲取り方法や汲取り体制の構築など、維持管理のルールが必要である。 □ 臭気対策、段差の解消等が課題となる。 □ 便器様式(和式・洋式)や室内照明の有無等を確認し、トイレトーパーや清掃用具、洗浄剤等をセットした状態で調達することが望ましい。 □ マンホール方式の留意点は次頁を参照。
<p>⑤段ボールトイレ</p> 	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ トイレがない、洋式トイレがない場合の応急対応の一つである。この方法に限定することなく現場にあるものを活用してトイレを作ることが必要である。 □ 段ボール、新聞紙、テープを使って作成する。 □ 携帯トイレを設置することができる。 □ 在宅被災者等が自宅などでも使用できる。 □ ワークショップや訓練等で作成を体験することが効果的である。 □ 防水や耐久性について、工夫が必要である。 <p>【課題・問題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 個室や既設のトイレブースの中に設けるなどプライバシーを保つための工夫が必要である。 □ 使用済み便袋のストック場所、臭気対策、最終処理方法についての検討が必要である。

⑥マンホールトイレ
(下水道)



マンホールトイレイメージ図

【概要】

- 下水道のマンホールや、下水道管に接続する排水設備上に、便器や仕切り施設等を設置するもの(一部の③組み立てトイレ、④仮設トイレ)。
- 本管直結型及び流下型のマンホールトイレは、下流側の下水道管や処理場が被災していない場合に使用することが原則である。
- 貯留機能を有したマンホールトイレは、放流先の下水道施設が被災していたとしても汚物を一定量貯留することができるが、汲取りが必要になる場合がある。
- 車イスで利用できるバリアフリータイプも設置できる。
- 避難所に整備する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。
- 事前に上屋の組立方法や水の流し方等を周知・徹底しておく、災害時に円滑に使用開始できる。

【利点・課題・問題点】

- 通常の水洗トイレに近い感覚で使用できる。
- 災害時に調達する手間なく使用することができる。
- マンホールトイレは開閉の操作が特殊なものが多く、非常時の対処には多少の訓練などが必要である。
- し尿を下水道管に流下させることができるため、衛生的に使用できる。ただし、流す水が確保できないと排泄物が固まり、下水配管を閉塞させる。
- 屋外で使用するため、プライバシーの確保、トイレの周辺や室内に照明を設置する等、安全対策が必要である。

⑦自走式トイレカー
(トレーラー)



牽引式トイレカー
(トレーラー)



【概要・特徴】

- トイレ設備を備えた車両を指し、し尿を貯留するタイプや 処理装置を備えたタイプがある。
- トイレは車載可能な範囲で設計変更できる。
- 処理方式の違いで、使用可能回数が異なる。
- ユニバーサルデザインを導入したタイプも開発されている。
- 平時は、イベントや公園等で使用できる。
- 避難所で使用する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。
- 機動性に優れている。
- 水洗式や洗面台があるタイプもあり、衛生面に優れている。
- 本市も災害時に備えた相互応援体制の強化を図るため、災害派遣トイレネットワークプロジェクトに参加し、トイレトレーラー(水洗・洋式トイレ室:4 部屋(手洗い台付))を保有している。

⑧自己処理型トイレ
(水循環式、コンポスト式、
乾燥・焼却式等)



【概要・特徴】

- 処理装置を備えており、汚水を排水しない水循環式と、おが屑等によるコンポスト式、乾燥・焼却式がある。
- 水循環式は、汚水を好気性微生物により処理するものや、鉍物抽出液等を用いて凝集沈殿するタイプ等がある。
- し尿処理技術により、残渣をできるだけ減少させる処理装置もある。
- 避難所に整備する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。

出典：「避難所等におけるトイレ対策の手引き（平成 26 年 4 月）兵庫県 避難所等におけるトイレ対策検討会」及び「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成 28 年 4 月・令和 6 年改定版 内閣府（防災担当））」を参考に作成

〔災害用トイレの設置条件〕

災害用トイレはそれぞれ特徴があり、災害発生の場所や発災からの時間経過、設置場所などの諸条件により設置するタイプも変わってくる。

○・・・なくても使える △・・・使えるタイプもある

種別	インフラ等の条件			
	水	電気	後処理	使用場所
携帯トイレ	○	○	一時保管	屋外・建物内
簡易トイレ	○	△	一時保管	屋外・建物内
組立トイレ	○	○	汲取り	屋外・建物内
仮設トイレ	△ (簡易水洗、非水洗)	○	汲取り	屋外

出典：「避難所等におけるトイレ対策の手引き」（兵庫県 平成 26 年 4 月）